

## 瑞穂市行政改革推進委員会会議録

審議会等の名称	瑞穂市行政改革推進委員会
開催日時	平成24年2月22日(水曜日) 午後6時00分から7時30分
開催場所	瑞穂市役所 議員会議室
議 題	(1)平成22年度包括外部監査の措置状況について (2)施設使用料条例の改正について (3)平成23年度包括外部監査の結果について (4)その他 ・平成24年度予算概要について
出席委員欠席委員	(出席委員)会長 齋藤康輝、副会長 迫田義一、今木啓一郎、大野和代、河合和義、棚橋和子、野田寧宏、広瀬恵子、馬淵浩史 (欠席委員)武藤正敏
公開の可否 (非公開理由)	可
傍聴人数	1 人
審議の概要	<p><b>開会</b></p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>9名の委員の出席があり、瑞穂市行政改革推進委員会設置条例第6条第2項に基づき、会議が成立している旨を宣言した。</p> <p>傍聴希望者について、傍聴を許可するか各委員に確認し、異議が無かったため傍聴希望者の入室を許可した。</p> <p><b>開会挨拶</b></p> <p><b>【会長】</b></p> <p>私達一般市民が積極的に行政に関わっていく場として、このよ</p>

うな審議会がある。各委員の活発な発言、議論をお願いしたい。

**【副市長】**

この会は、市民の皆様の目によって、市の行政の在り方について審議をいただいている。本日の議題の「(3)平成23年度包括外部監査の結果について」は、本日、包括外部監査人より市監査委員および市長に報告が行われたばかりのものである。本日の資料には、監査の概要をまとめたものを添付させていただいた。監査の結果は、なかなか手厳しい意見となっている。ただし手厳しいとばかり言っていてはいけない。市民目線、行政改革の観点で見れば当然の指摘であり、この会の中でも指摘をいただいているものもある。それを改めて指摘されるということは、あまり問題の解決が進んでいないという証拠であり、反省している。そういった点も含めて、皆様から忌憚のない意見をいただきたい。

**議題(1)平成22年度包括外部監査の措置状況について**

**【会長】**

議題(1)について事務局に説明を求めた。

**【事務局】**

平成22年度の包括外部監査の措置状況について資料 - 1、資料 - 2を用い説明を行った。

今回の措置状況の報告より、措置の種類に、「不(未)措置」を加えた。これは、前回の措置状況を市監査委員へ報告した際に「措置済」としたものの中で、指摘に対し対応しないものについては、「措置済」ではなく「不(未)措置」としてはどうか、という指摘をいただいた為である。この措置状況については、3月議会において議員の皆様にも報告させていただき、市ホームページで公表も行う。

**【会長】**

この報告の中で「不（未）措置」となったものについて、少し説明してもらいたい。

**【事務局】**

資料 - 2 の 16 ページ整理番号 56 では、環境課を美来の森へ移してはどうか、という指摘をいただいたが、これについては、行政の組織上の問題、ゴミだけが環境課の仕事ではないこと、事務の効率化などこれらの点を考慮して、移すことはできないということに不（未）措置にさせていただきました。

また、資料 - 2 の 19 ページ整理番号 67 では、火葬場について、瑞穂市だけでなく、近隣自治体と一緒に運営を行い、高額な取得費、維持経費を分担してはどうか、という意見があった。これについては、現時点での対応は不可能であるが、今後施設の改修時期が到来する 10 年後に合わせて検討するとしたが、期間が 10 年と長いことから、「不（未）措置」とさせていただきました。

**【会長】**

「不（未）措置」という言葉は、マイナスのイメージを受けるが、決してそうではないということか。

**【事務局】**

包括外部監査の指摘には、「結果」と「意見」があり、「結果」は、規則や規程等に反しているか、著しく適切を欠くと判断されたものであり、「意見」は、組織および運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたものである。「結果」は早急に対応する必要があるのに対し、「意見」については、緊急性は高くない。「結果」、「意見」を合わせた現時点での改善率は約 52% であるが、本日、市監査委員に措置状況を報告したところ、市監査委員より、まず、「結果」に対し優先的に取り組んでもらいたいとの要望が

あったので、今後はその意向に沿って進めていきたい。

**【会長】**

事務局の説明に対し、他の委員に意見を求めた。

**【C委員】**

包括外部監査の指摘について、必ずしも包括外部監査人の意見が全て正しいということはないと思う。

法律や条例等に違反している指摘については、100%対応しないといけない。しかし、施策の判断に関する指摘については、市長の判断により対応しないものもあると思う。施策の判断に関する部分とそうでないものを分類してはどうか。施策の判断に関する指摘の中には、長い期間解決できないと思われるものがあり、このように分類をすることで、議会に対しても理解を求めていけるのではないか。

**【事務局】**

包括外部監査は費用対効果の観点のみで行われている。市が業務を進める上では、費用対効果のみでなく、地域の充足度、住民の満足度を考えながら施策に反映させていく必要がある。これらを考慮し今後対応していきたいので、C委員の意見も考慮させていただきたい。

**【C委員】**

費用対効果だからといって、本当に市でやらなくてはいけないものをやめたり、外部に委託してしまっただけではいけない。施策上必要なものは指摘があっても実施していく必要がある。

**【事務局】**

本日、市監査委員へこの措置状況を報告した際、市は、そのも

のありきで回答しており、本当に必要なものかどうか原点に立ち返って考えてもらいたい。それが措置状況に見えてきていない。また、包括外部監査は年700万円の予算を使い実施している。費用対効果の観点から見れば、監査を受けたこと自体には効果がなく、監査を受けて、それに対してどう対処したかによって効果があったかが分かるので、そこを考えて対処してもらいたいとの指摘をいただいた。

**【会長】**

市監査委員からの厳しい意見もあったようだが、より良い瑞穂市とするために頑張ってもらいたい。

**議題（２）施設使用料条例の改正について**

**【会長】**

議題（２）について事務局に説明を求めた。

**【事務局】**

資料 - 1、資料 - 2、資料 - 3を用い説明を行った。

この条例は、平成24年3月議会に上程させていただいた。新しい使用料を算出するに当たり、資料 - 1にある受益者負担額分類表に各施設を当てはめ、目指すべき施設使用収入額を求めた。算出した額は現在の料金の数倍になったため、その料金をそのまま採用すると、急激に料金を値上げすることとなる。そこで、激変緩和措置として、値上げ率の上限を設け、上限幅を抑えた。施設使用料については、3年に1回程度見直しを行っていきたい。また、これにあわせ、資料 - 3のとおり減免規定についても見直しを行う。

**【会長】**

施設分類表に基づき、受益者負担額を算出したとのことだが、

資料 - 1 には、「ただし近隣他市の料金も参考に検討した。」とある。近隣他市とは具体的にどの自治体なのか。

**【事務局】**

岐阜市、各務原市、大垣市、羽島市、山県市、本巣市を参考とさせていただいた。

**【会長】**

事務局の説明に対し、他の委員に意見を求めた。

**【C委員】**

コミュニティセンターは、地域の交流の場という設立目的により建設したと思う。地域のための場所としてあるべきなのに、会社の研修など地域と関係が薄い方達に利用されている。それよりもまず地域の方に優先的に使ってもらうべきであるが、現在はその目的が曖昧になっていると感じる。私は自治会長をやっているが、コミュニティセンターと地域のつながりを感じる事があまりない。この状態でコミュニティセンターを増やしていったら経費が増えていくばかりで大変なことになるのではないかと。

施設の休館日を検討することは良いが、例えば総合センターは、福祉センターが建物内にある。総合センターに休館日を設けた場合、福祉センターの運営についてどのように取り扱うのか。

また、施設使用料、減免を見直すことも良いが、例えば県内の高校の演劇祭などは、交通の便が良いことなどから、総合センターで毎年開催され、定着しており、それが瑞穂市の認知度を上げていると思われるが、料金、減免規定の見直しはどのように利用に影響を与えるのかを考えた上でのことなのか。お金のことを考えるのであれば、民間で施設を作ってもらえば良いのではないかと。

### 【事務局】

減免の見直しについては、資料 - 3のとおりだが、現在減免になっている市内の団体が見直しにより不利益にならないようにしている。総合センターでの県の高校の演劇祭は、県が主催しているのであれば減免から外れることになると思う。

### 【C委員】

現在減免されている行事等への対応を良く協議してあれば問題ないが、見直し後にトラブルになるようではいけない。施設は使ってもらうことが第一なので、料金や減免の見直しのような利用者を締め出すようなことばかりでなく、本来使ってもらうべき優先順位を作り、市民に使ってもらうようにしてもらいたい。

### 【副市長】

今回の見直しにあたっては、各施設担当課によるプロジェクトチームを立ち上げ、まず、全庁的に統一した見解をつくり、それにより各担当が所管の施設について検討をしている。見直しにより大きく減免の対象が変わるものではなく、市民が中心となっている団体については基本的に従来通り減免となる。

コミュニティセンターの位置づけについては、将来的には地域で運営してもらいたいと考えている。現在、本田コミュニティセンターにおいて、そのようなことが可能か実験的に運営を行っている。市関係の職員が1名程度常駐して事務的なことを行い、それ以外のことは、その地域の方が自分達の家のように使用してもらいたいというビジョンを描いている。ただ、すぐにそのような形に移すことは難しいため、従来の形を引き継ぎながら、何年かかるか分からないがやっていきたい。視察に行った薩摩川内市では、地域の方が主体性をもって組織を作り、地域で運営を行っている。極端に言えば、地域の方が指定管理者になることも可能なので、実験的に運営を行いながら、地域のためのコミュニティセ

ンターというものを実現させていきたい。

【 E 委員 】

第三日曜日は家庭の日ということでスポーツ少年団や部活などは活動しないので、その日は市のグラウンドを一般の団体が利用している。自治会でもキャッチボールなどの軽い運動のために一時的にグラウンドを利用したいが、使用料を支払って利用している一般の団体がいるため利用できない。しかし、その団体を良く見てみると、ほとんどが市外の方であった。市民のためのグラウンドを市外の方にお金を払ってもらい使ってもらうのではなく、第三日曜日は施設の開放を行わず、自治会や市民が気軽に使える状態にしてはどうか。

【 会長 】

「岐阜県家庭の日を定める条例」の中で何か制限しなければいけない条文があるのか。

【 事務局 】

教育委員会にこのような意見があったことを伝える。

今回の使用料、減免の見直しは、基本的に現在使用している市内の団体については、不利益が出ないように配慮させてもらっている。施設使用料検討プロジェクトチームにおいて議論する中で、減免規定を全て無くせば、経費回収率が上がるという乱暴な意見もあったが、やはり公の施設として考えた場合、そのような考えとは一線を画し、現在、公共・公益的な活動を行っている団体については、配慮しなければならないという結論に至った。

【 G 委員 】

資料 - 3 の減免の見直しについて、減免対象の詳細が載っているが、その中で共催、後援関係の免除が廃止になるとあるが、



廃止になった経緯を教えて欲しい。

**【事務局】**

共催、後援関係の減免の部分について、多くの施設の規則の中で、「国、県が」という言葉が出てくる。今回の見直しの中で「国、県」については、減免を行わないこととしたので、この共催、後援関係の条文はそれに合わせ削除した。ただ、国、県以外の共催、後援の場合はどうなるのかというと、それは「市が認めた場合」の条文によりケースバイケースで対応させてもらいたい。

**【A委員】**

使用料の見直しによって、市の収入はどのくらい改善するという予測はあるのか。値上げにより利用しなくなる方もいて、逆に収入が下がらないか。利用者数のシミュレーションをした上での見直しであれば良いがどうか。

**【事務局】**

収入の試算は行っている。利用者数は、見直し後の料金が近隣市の同類施設と比較して同額程度になるので、利用者が他市の施設に流れるということは考えにくく、利用者が減ることは想定していない。

**【会長】**

詳細なシミュレーションが可能であれば今後も行っていきたい。

**議題（3）平成23年度包括外部監査の結果について**

**【会長】**

議題（3）について事務局に説明を求めた。

## 【事務局】

平成23年度の包括外部監査の結果について資料 - 1、資料 - 2を用い説明を行った。

今年度の監査は補助金等（補助金・負担金・交付金）をテーマに実施された。この結果は本日、市に報告されたばかりであるので、詳細な報告書は後日お渡ししたい。

補助金における主な指摘事項には、資料 - 1の4のものがあり、「補助金の交付の基礎となる個別の例規が存在しない」については、市の補助金の支出について定めた「瑞穂市補助金交付規則」があるが、これ以外に例えば、生ゴミ処理器の購入に関しては、「瑞穂市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱」という個別の例規があり、この中で細かい補助手続きなどを定めている。市が支出する補助金の中には、この個別の例規が存在しないものがあり、それらは例規の整備が必要ではないかということや、個別の例規と「瑞穂市補助金交付規則」との関係性が不明瞭であるという指摘をいただいた。

「補助金の積算方法、補助対象が不明確、額の妥当性」については、例えば自治会への補助金について、1,400円×世帯数という計算で補助が行われているが、この1,400円という単価について合併当時から見直しがされておらず、現時点で何故この補助単価を採用しているのか合理的に説明ができるのかという指摘をいただいた。また、世帯数についても、企業を世帯数に含めている自治会と含めていない自治会があり、どこまでを対象とするのか不明確であるという指摘もいただいた。

その他に、補助金の効果測定が十分に行われていないことや、定期的に補助の必要性の検討が必要であること、補助事業の履行確認が不十分であること、補助団体の自立を促進することなどの指摘をいただいた。ただ、事業の無駄、廃止だけを指摘されるのではなく、例えば住宅耐震診断の補助金については、もっとPR活動を行い、推進してはどうかという意見もいただいた。

負担金における主な指摘事項には、資料 - 1 の 5 のものがあり、補助金と同様に、「効果測定が不十分」、「終期の設定を行い、定期的な見直し」、「積算根拠の不明確性」という指摘をいただいた。

「支出先の団体の繰越額が多額」については、負担金交付先団体に多額の余剰金がある場合は、その額を考慮し、市が支払う負担金の額を減らしたり、一時的に休止したりしてはどうかという指摘をいただいた。

「複数課からの同一団体への支出、上部・下部団体への支出」については、例えば、支出先の団体に県や国レベルの上部団体や下部団体があり、それぞれに市から負担金を支払っており、更にその団体間でも上納金や分配金などが行き来しており、お金の流れが不明瞭になっていることから、市の支出を一元化してはどうかという指摘をいただいた。

「複数の自治体で構成する団体への支出」については、他市町村と共に構成する団体へ支払う負担金について、市が負担する割合は妥当なのか、また、そもそもその団体に加入することが必要か検討しなければならないとの指摘をいただいた。

「参加負担金を支払って参加した研修の内容が市全体で共有されていない」については、職員が研修を受けてきた場合、研修内容がその課内のみで共有されていることが多いので、市全体で情報を共有できるようにする必要があるとの指摘をいただいた。

これらの指摘については、次年度以降措置できるよう取り組んでいく。

#### 【会長】

資料 - 2 の包括外部監査人の指摘にあるように、効果測定が不十分で無駄な支出となっているものがあるばかりでなく、本来もっと補助をすべきであるものに補助が行われていない可能性があるという部分については、具体的な中身について今後の行政

改革推進委員会で見ていく必要がある。

「横断的な組織の整備」の中で、未だ合併前の旧町の名残があるとの指摘があるが、そのようなことがあるのであれば、それぞれが手を携えて新しい瑞穂市を作っていただきたい。

事務局の説明に対し、他の委員に意見を求めた。

#### 【B委員】

私はボランティアで様々な活動を行っている。ボランティアに対して市から金銭的な支援は無く、ボランティア団体内で会費を徴収するなどしているが、実際にはなかなか会員の方に負担してもらうことは難しい。そうすると代表者が何でも負担することになってしまう。一方、市の施設を利用しても、免除されることもなく、通常の使用料を支払っている。子どものために活動している団体なので、ある程度助成があればと思う。

#### 【C委員】

旧町の名残があるということについて、合併時にどうしても調整できないものは、法律で5年間猶予することになっており、その間にどうするか決める必要があった。合併から10年経とうとしている現在、このような指摘があることは、行政の怠慢である。調整がどうしてもできないものであれば仕方がない部分もあるが、何も対応していないというのであれば問題である。

#### 議題(4)その他

##### ・平成24年度予算概要について

#### 【会長】

議題(4)について事務局に説明を求めた。

#### 【事務局】

平成24年度の一般会計の予算規模は151億5,000万円である。平成23年度の一般会計の当初予算は市長選前ということで骨格予算とし、市長選後の6月補正予算を肉付け予算とした。6月補正後の予算が151億6,953万8千円であったので、昨年度とほぼ同額の規模である。行政改革の観点で見ると、堅実な財政運用を行うということで、プライマリーバランスは3年ぶりにプラスに転じた。

平成24年度の主要事業は、別府排水機場の改修、合併10周年事業の展開、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の開催などを予定している。

#### 【副市長】

県はぎふ清流国体・ぎふ清流大会に今年度、来年度で100億円規模の予算を投資している。県には国体を地域の再構築の起爆剤として欲しいという思いがある。瑞穂市においても合併10周年と重ね合わせながら市民参画の場を提供していく。市民参画には楽しみを盛り込みながら、市民の皆様の汗と力をいただいて進めていきたい。

包括外部監査の補助金に対する指摘については、包括外部監査人のように客観的な目で見ると色々な問題があるということで、この指摘もテコにして、市民に対する補助もあるので、市民の皆様にも投げかけをしながら、補助金の改革についても市民参画で進めていきたい。その中で削るものは削り、増やすものは増やすということで議会にも提案していきたい。

#### 閉会の挨拶

##### 【会長】

まとめとして副会長に閉会の挨拶をお願いした。

##### 【副会長】

施設使用料の見直しについては、個人的にはまだ安いのではないかという気がする。今回は10～30%程度の値上げということだが、中には使用料を2倍から3倍にしても良い施設があるのではないかと思うので、その辺りをもう一度考えてもらいたい。包括外部監査については、なるほど、と思うところもあり、今後の市の対応に注目したい。本日はありがとうございました。

閉会

事務局（担当課）

瑞穂市 企画部 企画財政課

TEL 058 - 327 - 4128

FAX 058 - 327 - 4103

e-mail : [kikaku@city.mizuho.lg.jp](mailto:kikaku@city.mizuho.lg.jp)